

練情審査発第 12 号

平成 25 年 9 月 30 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

公文書部分公開決定に対する異議申立ての審査について（答申）

平成 25 年 8 月 21 日付け 25 練総情第 648 号で諮問（諮問第 58 号）を受けた「『外環の 2』に関する今後の取組み方針（素案）に対する公募意見関連文書』の部分公開決定に対する異議申立てのうち、共同申立てに係る部分について、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

なお、異議申立人 氏による申立てについては、適法な申立てであるため、当該異議申立ての内容については引き続き審査のうえ、別途答申することとします。

（答申第 43 号その 1）

## 答申書（答申第 43 号その 1）

### 1 審査会の結論

練馬区長(以下、「実施機関」という。)が、平成 25 年 6 月 19 日付け第 130606000001-1 号で行った「『外環の 2』に関する今後の取組方針(素案)に対する公募意見関連文書」の部分公開決定に対し、平成 25 年 8 月 2 日付け文書により提起された異議申立て(以下、「本件異議申立て」という。)のうち、異議申立人 氏(以下、「公開請求者」という。)を除く 19 名(別紙 1「氏名目録」記載のとおり。)の共同申立人については、不服申立人として適格を欠き、不適法な申立てと認められる。

よって、当該 19 名に係る異議申立ては、これを全て却下すべきである。

### 2 審査会の判断理由

行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号。以下、「行審法」という。)が定める不服申立てをなし得る者とは、単に不服があるというだけではなく、行政庁による違法または不当な処分によって自己の法律上の権利・利益を侵害されたことにより、不服申立てをする法律上の利益を有する者と解される。

本件異議申立ては、公開請求者が平成 25 年 6 月 6 日付け公文書公開請求書(受付番号第 130606000001 号)により行った公文書公開請求を受けて、実施機関が同年 6 月 19 日付け公文書部分公開決定通知書(第 130606000001-1 号)により、公開請求者あてに行った行政処分に対する不服の申立てである。

つまり、当該処分は公文書部分公開決定通知書の名宛人である公開請求者

氏に対して行われたものであり、当該処分によって、当該 19 名の共同申立人がその効力に直接拘束されるものではないことは明らかである。また、当該 19 名の共同申立人について、当該処分によってそれぞれが自己の法律上の権利・利益を侵害された者と直ちに認め得る事由も認めることはできず、結局不服申立人の適格を欠くものと言わざるを得ない。

仮に、このような申立てが認められた場合、全くの第三者が公文書公開請求手続きを履践することなく、区が決定した公文書公開請求に係る行政処分に対して無制限に異議申立てを提起することが可能となる。このような事態を行審法が定める行政不服審査制度が想定しているとは解すことはできない。

以上のように、公開請求者を除く 19 名の共同申立人については、不服申立人として適格を欠くものと認められるため、本件異議申立てのうち、当該 19 名に係る異議申立ては、不適法な申立てとしてこれを全て却下すべきである。

### 3 審査会の処理経過

本件異議申立てのうち、共同申立てに係る部分についての主な処理経過は、別紙 2 のとおりである。

以 上

【別紙 1】氏名目録

	氏名	住所	
1			丁目 番 号
2			丁目 番 号
3			丁目 番 号
4			丁目 番 号
5			丁目 番 号
6			丁目 番 号
7			丁目 番 号
8			丁目 番 号
9			丁目 番 号
10			丁目 番 号
11			丁目 番 号
12			丁目 番 号
13			丁目 番 号
14			丁目 番 号
15			丁目 番 号
16			丁目 番 号
17			丁目 番 号
18			丁目 番 号
19			丁目 番 号

【別紙 2】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成 2 5 年 8 月 2 日	・ 異議申立書の到達
8 月 2 1 日	・ 本件異議申立てについて審査手続開始決定
	・ 実施機関へ非公開理由説明書の提出要求
9 月 3 0 日 ( 第 7 期 第 13 回 審 査 会 )	・ 諮問関係文書（異議申立書ほか）の審査 ・ 不服申立適格に関する審査
	・ 異議申立てのうち、共同申立てに係る部分について練馬 区長（実施機関）へ答申